

HPVワクチンの定期接種に係るお知らせ ～個別通知を発送します～

接種の積極的勧奨が再開となりましたヒトパピローマウイルス感染症（HPV）を予防するHPVワクチンの定期接種（*1）及び積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し実施するキャッチアップ接種（*2）について、次のとおり個別通知（予診票含む。）を発送します。

1 個別通知対象者

（1）定期接種

次の①②の生年月日に該当する女性で、相模原市にHPVワクチンの3回目の接種記録がない方

① 平成18年4月2日から平成19年4月1日まで（高校1年生に該当する方）

発送件数 約3,000通

② 平成21年4月2日から平成22年4月1日まで（中学1年生に該当する方）

発送件数 約3,000通

※ 平成19年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方（中学2・3年生に該当する方）には、来年度以降、順次、個別通知を送付しますが、希望する場合、通知前でも接種ができます（対象者には、後日ハガキでお知らせ）。

（2）キャッチアップ接種

平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女性で、相模原市にHPVワクチンの3回目の接種記録がない方

発送件数 約27,000通

2 個別通知発送日

令和4年5月31日（火）

3 その他（既に自費でHPVワクチンを接種した方への対応）

キャッチアップ接種の対象となる生年月日の女性で、既に自費でHPVワクチンを接種した方に対する費用の償還（返金）を行います。

対象となる方や申請方法等は、詳細が決まり次第、広報さがみはらや市ホームページでお知らせします。

***1 HPVワクチンの定期接種**

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するための予防接種です。定期接種の対象者は、小学6年生から高校1年生相当までの女性で、標準的な接種期間は中学1年生相当です。接種回数は3回で、接種完了には約半年かかります。

平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種となりましたが、全国的に健康被害の報告があり、同年6月から積極的勧奨が差し控えられました。その後、HPVワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、令和3年11月から積極的勧奨が再開されています。

***2 キャッチアップ接種**

HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度から平成17年度生まれまでの女性を対象に、令和7年3月末まで限定的に従来の定期接種の対象年齢を超え、不足する回数の接種を実施します。

【問合せ先】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課

電話 042-769-8346